

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減を図るため、県内に住所を有する者が行う住宅用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する事業に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。

(2) 国実施要領

国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。

(3) 太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。

(4) 蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

(5) 住宅

自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう。（ただし、借家等は除く）

(補助対象経費及び補助金の額等)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和8年2月27

日までに完了（工事の完了及び工事費の支払いの完了）するものに限る。

- 3 補助金の交付を受けようとする者が本県の県税に滞納がある場合は、交付の対象としない。
- 4 補助対象者は、県内に住所を有し、かつ自らが居住する住宅に住宅用太陽光発電設備及び住宅用蓄電池を設置する個人とする。
- 5 脱炭素先行地域又は重点対策加速化事業に採択された県内市町村において実施する事業は対象外とする。

（交付の申請等）

- 第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類等は、別表に定めるとおりとする。
 - 3 補助対象者は、原則、交付決定前に事業着手（契約又は工事の着手）してはならない。
 - 4 補助金の交付決定前において、早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ事前着手届（第2号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、環境省から県に通知された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付決定日以降（令和7年7月15日）の事業着手に限るものとする。
 - 5 第1項に規定する申請書類の提出は、郵送での提出又は電子申請によるものとする。
 - 6 第1項の申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、次に掲げるもので抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。
 - （1）郵送の場合 予算の範囲を超えることとなった日の消印があるもの
 - （2）電子申請の場合 予算の範囲を超えることとなった日に申請されたもの

（補助金の交付の条件）

- 第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- （1）補助事業の内容を変更しようとする場合は、事業変更承認申請書（第3号様式）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて知事に提出し承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
 - ア 連絡先の変更
 - イ 前号に掲げるもののほか、その他知事が軽微な変更と認める事項

- (2) 補助対象者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、軽微な変更届（第4号様式）により遅滞なく、その旨を知事に届け出ること。
- (3) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出して承認を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和8年4月1日から5年間（第11第1項に規定する財産がある場合には、第11第2項に規定する期間）を保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（第6号様式）その他関係書類を第11条第2項に規定する期間整備保管すること。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第7 規則第12条の規定による報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い期日までに実績報告書（第7号様式）に、別表に規定する添付書類を添えて行うものとする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第9 補助金の請求は、補助金請求書（第8号様式）を交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

第10 知事は、補助対象者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3第3項に該当したとき。
- (3) 国交付要綱、国実施要領、県補助金規則及びこの要綱に違反したとき。

2 知事は、規則第15条の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

第11 規則第19条第4号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数とする。

3 補助対象者は、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

4 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(暴力団排除等に関する誓約及び同意)

第12 補助対象者は、別紙「暴力団排除等に関する誓約及び同意事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他事項)

第13 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別

に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

暴力団排除等に関する誓約及び同意事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の内容について誓約及び同意いたします。この誓約及び同意が虚偽であり、又はこの誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、又は組合等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる中小企業者、風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるものに該当しません。
- (6) 県民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納はありません。
- (7) 本補助金の申請内容全てに虚偽はありません。また、過去に補助金等の不正使用等事案がありません。
- (8) 同一内容で国・県・市町村等から助成を受けていません。
- (9) 補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち合いのもと事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）や補助金の受給者に対し現地調査等を実施することに同意します。
- (10) 指導・助言を行う専門家等に対し、ヒアリングや現地調査を行うことがありますに同意します。

別表（第3、第4、第7関係）

1 補助対象設備（自家消費型太陽光発電設備）

補助対象者	青森県内の住宅に太陽光発電設備を設置（PPA及びリースによるものを除く）する個人	
補助対象経費	<p>自家消費型太陽光発電設備の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）の表中の「交付要件」を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 青森県内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 5 住宅の屋根に設置されるものであること。 	
補助金の額	補助対象経費の実支出額又は25万円のいずれか低い額以内の額（ただし、5万円/kW（工事費込み・税抜き）に応じた額を上限とする。）	
交付申請書	様式	第1号様式
	提出期限	令和7年12月28日まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書別紙（事業計画） 2 設備容量等が分かる書類（仕様書） 3 設置費用の根拠となる書類（見積書） 4 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等）

実績報告書	様式	第7号様式
	提出期限	令和8年2月27日まで
	添付書類	1 実績報告書（第7号様式） 2 施工前後の写真 3 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 4 工事費用の支払いを確認できる書類 5 請求書 6 財産管理台帳（第6号様式）
その他交付要件		<ul style="list-style-type: none"> 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、補助金の交付の対象外とする。 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		交付申請書（第1号様式）及び実績報告書（第7号様式）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

2 補助対象設備（蓄電池）

補助対象者	青森県内の住宅に蓄電池を設置（P P A及びリースによるものを除く）する者	
補助対象経費	<p>自家消費型太陽光発電設備の付帯設備であって、住宅に設置される蓄電池（20kWh未満）の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2ア（イ）の表中の「交付要件」を満たすこと。 2 青森県内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 	
補助金の額	補助対象経費の実支出額の1／3に相当する額又は35万円のいずれか低い額以内の額（ただし、蓄電池容量が14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は、蓄電容量に14.1万円/kWhを乗じた額の1／3を上限とする。）	
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	令和7年12月28日まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書・別紙（様式第1号別紙） 2 設備容量等が分かる書類（仕様書） 3 設置費用の根拠となる書類（見積書）
実績報告書	様式	第7号様式
	提出期限	令和8年2月27日まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 施工前後の写真 2 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 3 工事費用の支払いを確認できる書類 4 請求書 5 財産管理台帳（第6号様式）
その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別紙2の2ア（イ）の表中の交付要件dについては、複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により本事項を満たすこととする。その上で、家庭用：12.5万円/kWh以下の蓄電システムの導入が 	

	<p>困難であった場合は、補助金の額の範囲で補助金の交付の対象とすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、補助金の交付の対象外とする。 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書（第1号様式）及び実績報告書（第7号様式）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

第1号様式（第4関係）

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費 補助金交付申請書

年　　月　　日

青森県知事　　様

（申請者）郵便番号 _____

住　　所 _____

氏　　名 _____

電話番号 _____

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請する補助金の種類と交付申請額

補助金の種類（□にチェックを入れてください。）	補助申請額
補助対象設備	□自家消費型太陽光発電設備
	□蓄電池
申請額合計	千円

2 事業期間

年　　月　　日　　から　　年　　月　　日　　まで

3 添付書類（チェックリスト）

<input type="checkbox"/> 交付申請書別紙（事業計画）
<input type="checkbox"/> 設備容量等が分かる書類（仕様書）
<input type="checkbox"/> 設置費用の根拠となる書類（見積書）
<input type="checkbox"/> 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等）
<input type="checkbox"/> その他（ ）

4 青森県納税確認

青森県税に未納がないこと。 ← チェックを入れてください。

未納がないことを青森県が確認することに同意する。 ← チェックを入れてください。

5 主な交付要件の確認

申請にあたり、次の交付要件をすべて満たしていることを確認しました。

← チェックを入れてください。

- ・本件申請設備が国の他の補助金制度を利用していないこと（他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業ではないこと）
- ・固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- ・建材一体型太陽光発電設備（※）及びソーラーカーポートではないこと。
(※ 但し、太陽光発電設備のみ明確に切りわけることができるのであれば、補助金の交付の対象とします。)
- ・対象機器の導入後、発電した電力量のうち、30%以上を自家消費すること。
- ・太陽光発電設備及び蓄電池については、複数社の見積を比較するなど、適正な価格での調達であること。

第1号様式別紙（第4関係）

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
交付申請書・別紙（事業計画）

申請者名

基本情報

設置場所	
------	--

（1）自家消費型太陽光発電設備

	太陽光電池モジュール	パワーコンディショナー
メーカー名・型式		
合計出力	kW	kW
太陽電池モジュール公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方で計算します。		
補助対象経費(税抜)(A)	円	
発電容量(kW) × 5万円/kW(B)	円	
補助金申請額	千円	

※ 補助金申請額には、(A)、(B)又は25万円のいずれか低い額（千円未満切り捨て）を記載する。

（2）蓄電池

メーカー名・型式	
蓄電池の価格(A)	円
蓄電容量(B)	kWh
蓄電池の価格/蓄電容量((A)/(B))(C)	円/kWh
補助対象経費(税抜) × 1/3(D)	円
蓄電容量 × 14.1万円/kWh × 1/3(E)	円
補助金申請額	千円

※ 補助金申請額には以下のとおり記載すること。（千円未満切り捨て）

- ① (C)が14.1万円/kWhを下回る場合は、(D)と35万円のいずれか低い額
- ② (C)が14.1万円/kWhを上回る場合は、(D)、(E)又は35万円のいずれか低い額

第2号様式（第4関係）

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
事前着手届

年 月 日

青森県知事 様

（申請者）郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金の申請に当たり、下記理由から事前着手したく、令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱第4第4項の規定により提出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定額が交付申請額に達しなかった場合においても異議は申し立てません。

記

事前着手の理由	<input type="checkbox"/> 工期の都合により <input type="checkbox"/> その他理由 〔 〕
着手予定年月日	

第3号様式（第5関係）

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業変更承認〔及び補助金追加交付〕申請書

年 月 日

青森県知事 様

（申請者）郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

令和 年 月 日付け（　　号）により交付決定の通知を受けた令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更し〔、補助金 円の追加交付を受け〕たいので申請します。

1 補助金の種類と変更申請額

補助金の種類	交付決定額(A)	変更申請額(B)	差引(=B-A)
自家消費型太陽光発電設備	千円	千円	千円
蓄電池	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

※ 変更後の第1号様式別紙（令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書・別紙（事業計画））を添付すること。

2 変更理由

（注）補助金の額が増額する場合には、件名及び本文の〔〕書き内の文言を記載し、それ以外の場合には、〔〕書き部分を削除すること。

第4号様式（第5関係）

軽微な変更届

年 月 日

青森県知事 様

(届出者) 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

令和 年 月 日付け (号) により交付決定を受けた令和7年度
青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金について、次のと
おり軽微な変更を届け出ます。

1 軽微な変更

変更前	変更後

2 変更理由

第5号様式（第5関係）

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

青森県知事　　様

（届出者）郵便番号 _____

住　所 _____

氏　名 _____

電話番号 _____

令和　年　月　　日付け（　　号）により交付決定の通知を受けた令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業について、次のとおり中止（廃止）の承認を受けたいので申請します。

1 中止理由

2 本申請等に係る連絡調整先

担当者所属		電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

交付申請書（第1号様式）に記載の名称と同じ名称を記入してください。

財産管理台帳

取得等した財産の内容				経費の負担区分			処分制限期間		処分の状況		備考
名称	規格、数量等	取得等年月日	取得金額等	県補助金(補助率)	自己資金	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
			円	円	円	円					

注1 「処分制限年月日」欄には、処分制限の期限を記載すること。

2 「処分内容」欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記載すること。

3 「備考」欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称並びに補助金返還額を記載すること。

第7号様式（第7関係）

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
実績報告書

年　　月　　日

青森県知事　　様

(届出者) 郵便番号 _____

住　　所 _____

氏　　名 _____

電話番号 _____

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金の
交付決定の通知を受けた事業が完了したので、必要書類を添えて次のとおり報告
します。

1 交付決定日及び交付決定通知番号

交付決定日	交付決定通知番号
年　　月　　日	号

2 補助金実績額

補助金の種類	補助金実績額
自家消費型太陽光発電設備	千円
蓄電池	千円
実績額合計	千円

3 補助対象設備（導入設備）の概要及び補助額の算出

設置場所		
完成日 ¹	年	月
自家消費型太陽光発電設備		
出力 ²		
蓄電池（蓄電池を設置した場合のみ記載）		
蓄電容量 ³		
交付金額		
補助対象経費	太陽光発電設備	円
	蓄電池	円
	合計	円
補助金申請額	太陽光発電設備	千円
	蓄電池	千円
	合計	千円

- 支払日（領収日）と工事完了日のいずれか遅い方を記入してください。なお、工事完了日を記入する場合、保証書等、工事が終了した日が分かる書類を添付してください。
- 太陽光モジュールにおける JIS 等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方を記入してください。
- 蓄電容量とは、蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量をいう。

4 自家消費の見込み

年間の想定発電量（kWh）（A）	
年間の想定消費電力量（kWh）（B）	
年間の想定売電量（kWh） ¹	
年間の想定自家消費割合（%） ² （B／A×100）	

- FIT・FIP制度以外による売電を行う（予定の）場合に記入してください。
なお、（A-B）以下の値となるようにしてください。
- 30%未満の場合は、補助対象外となります。

第8号様式（第9関係）

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
請求書

年　月　日

青森県知事　　様

（届出者）郵便番号 _____

住　所 _____

氏　名 _____

電話番号 _____

令和　年　月　日付け（　　号）により交付決定を受けた令和
7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金について、
次のとおり請求します。

1 交付決定額　　円

2 補助確定額　　円

3 今回請求額　　円

4 補助金の振込先口座

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関 コード		支店 コード		種目	口座番号 (右詰めで記入)					
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労働金庫	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所					<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
フリガナ												
口座名義												

※ 振込先の口座名義人は補助対象者と同一人であることとし、口座種別は普通預金
口座又は当座預金口座としてください。

第9号様式（第11条関係）

令和7年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
財産処分承認申請書

年 月 日

青森県知事 様

(届出者) 郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

令和 年 月 日付け 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた補助
対象設備に係る財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請し
ます。

- 1 処分する補助対象設備の名称
- 2 補助対象設備の導入場所の名称及び所在地
- 3 補助金確定額
- 4 導入に要した経費（総事業費）
- 5 処分内容
- 6 処分する理由